

政令指定都市移行に向けての市民説明会 資料

1 政令指定都市移行による都市づくり

(1) 政令指定都市制度を活用した都市づくり

「選ばれる都市」づくりを進めるうえで、広域的な都市整備や、高度で専門的な行政サービスを、より主体的に展開できる政令指定都市制度の活用は、有効な手段です。

(2) 移行の効果

移行の効果としては、事務移譲、区制施行、都市ネットワークの拡大、国への発言力の拡大、先進的な政策の実施、知名度の向上などがあります。

(3) 政令指定都市ビジョン

- ・ 心豊かに安心して過ごせる社会づくりに向け、「暮らし先進都市」をめざします。
- ・ 首都圏南西部の広域拠点性の向上に向け、「内陸ハブ・シティ」をめざします。

(4) 新しい総合計画

基本構想では、めざす都市像として、「人・自然・産業が共生する活力あるさがみはら」を掲げています。政令指定都市ビジョンの理念等は、今後策定する基本計画や実施計画、部門別の諸計画において、具体的な施策として反映していきます。

2 政令指定都市移行後の財政収支見直し

現在、策定を進めています新しい総合計画の基本計画では、平成22年度から10年間の市全体の財政見直しを作成しました。この内容を踏まえ、政令指定都市に係る「移行後20年間の財政収支見直し」を見直しました。

なお、見直しにあたり、歳入については、現在の厳しい景気動向を反映した値を採用し、また、地方負担軽減の見直しの議論がされている国直轄事業負担金の制度が現行のまま存続するものとして試算を行ったものであり、今後、実際の予算編成において変動する可能性があります。

(1) 基本的な考え方

移行に伴う財政収支の見直しは、移行に伴って増加する県税交付金等の歳入と、移譲事務の実施や区役所の設置に必要な経費などの歳出を総合的にとらえ、収支の均衡を保つことを基本的な考え方とし、歳入については、財政負担の年度間調整や世代間の負担の公平性を考慮し、一部、市債により対応します。

(2) 見直しの内容

【歳入】

- ・ 県税交付金等は、推計の基準を県における平成18年度決算額から平成19年度決算額へ変更し、さらに昨今の厳しい経済情勢を踏まえ、減額の見直しを行いました。
- ・ 平成22～24年度の市債は、県税交付金等の歳入減少を考慮し、増額しました。

【歳出】

- ・ 県税交付金等の歳入減少に伴い、投資的経費となる国県道整備費や維持管理費の一部について、事業費を削減しました。
- ・ 物件費は、仮設区役所（A区）の設置に伴う民間ビルの賃借に係る経費や、県や政令指定都市で構成する財団法人等への出捐金を新たに見込みました。
- ・ 予備費は、移行に係る予測できない経費に備えるため、初期段階の平成22～24年度に見込み、25年度以降は移行初期の不確定要素が少なくなると見込まれることから、計上しないこととしました。

(3) 見直しにおける財政見通し

移行後の中・長期的な財政収支については、均衡を保ちながら諸事業を行うことができるもので、市民サービスの低下や市民税の増税等の新たな市民負担を招くことはありません。

なお、平成41年度末の時点では、県債償還金の残高が約108億円、市債の残高が約291億円（元金分約259億円、42年度以降の利子分約32億円）と、いずれも見直し前と同規模の見込みですが、引き続き収支の均衡を保ち、健全な財政を維持する中で、償還できる見通しです。

※ 《財政調整基金について》

- ・ 大規模事業、災害復旧その他財源の不足が生じたときの財源とし、年度間の不均衡を調整する目的で設置されています。
- ・ 次ページの表では、平成22～24年度は、さがみ縦貫道路に係る国直轄事業負担金の一時的増大に対応し、年平均約23億円を基金から繰り入れます。
- ・ 平成25～41年度も、各年度の収支により、積み立てが可能な時期と取り崩しが必要な時期があり、この間の総額では、約25億円の積み立てが可能です。

政令指定都市移行に係る中・長期的な財政収支見通し

(単位：億円／年平均額)

カッコ内の数値は、見直し前の額

歳 入			歳 出		
年度（平成）	22～ 24	25～ 41	年度（平成）	22～ 24	25～ 41
県税交付金等 (県の平成19年度決算額、昨今の経済情勢を踏まえ、見直した額) ◇県から移譲される国県道の整備や維持管理のための財源 ・自動車取得税交付金 ・軽油引取税交付金 ・地方揮発油譲与税(地方道路譲与税) ・石油ガス譲与税 ・交通安全対策特別交付金	(57) 50		移譲事務経費（国県道関係を除く） ◇県から移譲される児童相談所・精神保健福祉事業、県単独事業などの経費	19	
			予備費 ◇予測できない出費に充てる経費	1	(1) -
			物件費 ◇区役所維持管理費、広域的な事務連絡会議等への参加費等に係る経費	(1) 3	1
			国県道維持管理費 ◇国道129号、412号、413号や県道を維持管理する経費	(24) 22	(24) 21
宝くじ販売収益金 (県の平成19年度決算額を踏まえ、販売実績の割合で見直し)	11		国県道整備費 ◇国道413号、さがみ縦貫道路のインターチェンジへのアクセス道路となる津久井広域道路など、国県道を整備する経費	(45) 40	(31) 27
			国直轄事業負担金 ◇さがみ縦貫道路や国道16号、20号など、国が直接整備等を行う事業への市の負担金(24年度までは、さがみ縦貫道路整備計画期間)	74	7
諸収入 ◇道路占用料、分担金・負担金等	2		移行準備経費 ◇区役所設置に伴う施設整備・情報システム改修等経費 ◇児童相談所等設置経費	6	-
国庫支出金 ◇児童相談所・精神保健福祉事業、国県道整備事業など、国が目的を指定して交付する負担金や補助金	28	23	公債費 ◇国県道の整備に伴い発行した市債を償還する経費	1	20
			県債償還金 ◇負担総額:約250億円(25～54年度で支払い)	-	8
市債 ◇市の借入金	(53) 55	21	津久井赤十字病院建設借入金償還補助 ◇負担総額:42億円(22～38年度の補助) ◇病院建設のための償還に対し、県が実施していた補助を市が引き継ぐもの	3	2
			財政調整基金繰入 ◇市の積立金からの繰り入れ ※前ページ中段「財政調整基金について」参照	23	-
計	(174) 169	(114) 107	計	(174) 169	(113) 106

※ この試算額は、現時点での想定額であり、今後、具体的な取り組み等を進める中で変動します。各項目の数値は、億円単位で端数処理しているため、合計端数が合わない場合があります。

3 事務移譲等による市民サービス・暮らしの変化

(1) 主な移譲事務の現状と移行後の効果

内 容	現 状	移行後の効果
児童相談所の設置	市内にある県の施設で、虐待など児童に関する専門的な相談や一時保護、施設入所措置を行っています。	児童相談所、福祉事務所、保健所等がいずれも市の機関になることで、相談の受け付けから施設入所措置まで、切れ目なく一貫して関わることができ、支援を必要とする人への迅速な対応が可能になります。
精神保健福祉センターの設置	横浜市内にある県の施設で、こころの健康の増進・病気の予防等、専門的な相談・支援等を行っています。	市内に設置することで、身近な場所で専門的な相談・支援などが実施できるようになります。また、福祉事務所等との連携により円滑な相談・支援が可能になります。
身体・知的障害者更生相談所の設置	藤沢市内にある県の施設や巡回相談等により、身体・知的障害者に関する専門的な相談や療育手帳の判定などを行っています。	専門的な相談や判定などが市内で実施できるようになり、市民の利便性が向上します。
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の発行	市を経由して、県が交付しています。	市が交付を行うことにより、申請から取得までの期間が短縮します。
都市計画の決定	県が一定規模以上の都市計画の決定を行っています。	決定権限の拡大により、大規模なプロジェクトの計画から実施まで、市が主体性を持って迅速に行うことが可能になります。 【具体例】 ・ 麻溝台・新磯野地域、当麻地区の土地区画整理事業 ・ JR相模原駅周辺、さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺の土地利用
国県道の管理	県が国県道の整備や維持補修等を行っています（国道16号・20号を除く）。	国道16号及び20号、さがみ縦貫道路など、国が直接管理している国道を除き、市内のすべての道路を市が一体的に管理することにより、市のまちづくり計画に沿って、主体的に整備を進めることが可能になります。 【具体例】 ・ 津久井広域道路の延伸 ・ 県道52号相模原町田の拡幅 ・ 歩道や交差点の整備、電線類の地中化 また、道路に関する各種申請等の窓口が一元化し、市民の利便性が向上します。

小中学校教職員の採用等	県が実施していません。	本市への愛着と情熱を持つ教職員の採用を市が主体的に行えるようになり、地域に密着した特色ある学校づくりが一層進むことで、相模原教育をよりよいものにしていくことが可能となります。 【具体例】 ・ クラブ活動や部活動の指導ができる教員の計画的かつ積極的な採用
特定非営利活動法人(NPO法人)の設立認証	県が実施していません。	手続きが市内で行えるようになり、きめ細やかな対応により、市民活動のさらなる活性化につながります。
大規模小売店舗立地法の運用	県が法の運用主体となっています。	市が運営主体となることで、地域の実情に応じた対応が可能となり、総合的な商業政策が可能となります。 また、区役所では、大規模小売店舗による交通渋滞、騒音、廃棄物など生活環境に対する影響に関する区域の意見を、市へ報告しますので、きめ細やかな環境配慮へとつながります。
特別高度救助隊の設置	高度救助隊を設置しています。	全国の政令指定都市では、法令に基づき、特別高度救助隊の設置が進められています。本市も、この救助隊を設置し、特殊災害対応自動車や電磁波探査装置などの高度探査装置を導入することにより、大規模災害等への効果的な消防活動が可能となります。 ※ 移行後3年以内の設置をめざします。

(2) その他

発達障害者への支援機能の強化、医療法人の設立等の認可、衛生試験所の機能強化（衛生研究所への移行） など

4 区制施行による市民サービス・暮らしの変化

(1) 行政区の設置

行政区	所管する区域	区役所の予定施設
A 区 ※注 (緑 区)	橋本・大沢出張所の所管区域、城山町・津久井町・相模湖町・藤野町地域 自治区事務所の所管区域	(仮称)北地区保健福祉センターとの合築により整備（西橋本5丁目の橋本都市拠点地区内に24年度以降開設予定） ※ 仮設区役所は、橋本出張所等がある橋本駅北口第一再開発ビル内へ設置予定。

<p>B 区 ※注 (中央区)</p>	<p>大野北・田名・上溝出張所の所管区域、 本庁区域（小山、星が丘、清新、中央、 横山、光が丘地区）</p>	<p>市役所本庁舎内（中央 2 丁目）</p>
<p>C 区 ※注 (南区)</p>	<p>大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、 相武台及び東林出張所の所管区域</p>	<p>市南合同庁舎内（相模大野 5 丁目）</p>

※注 …（ ）内は、行政区画等審議会から答申された区名です。

（２）行政区の設置による影響

ア 住居の表示の変更

市名と町字名の中に区名が入ります。

なお、津久井地域については、地域自治区制度の適用がなくなることから、住居の表示においても、地域自治区の名称はなくなります。

※ 津久井地域の地域自治区及び住居の表示については、各地域協議会を通じて、地域の意向を伺ったうえで準備を進めています。

イ 選挙区

区ごとに選挙区を設置し、市議会議員及び県議会議員は、区ごとの候補者から選挙します。

ウ 小・中学校の通学区域

これまでと変更ありません。

エ 個人市県民税（均等割）、法人市民税（均等割）、固定資産税、都市計画税

地方税法の規定により、個人市県民税（均等割）、法人市民税（均等割）、固定資産税及び都市計画税は区ごとに課税されることとなります。

[例 1 個人市県民税（均等割）]

お住まいの区以外の区に、別荘、事務所等をお持ちの方は、その区においても個人市県民税の均等割が課税されます。

[例 2 法人市民税（均等割）]

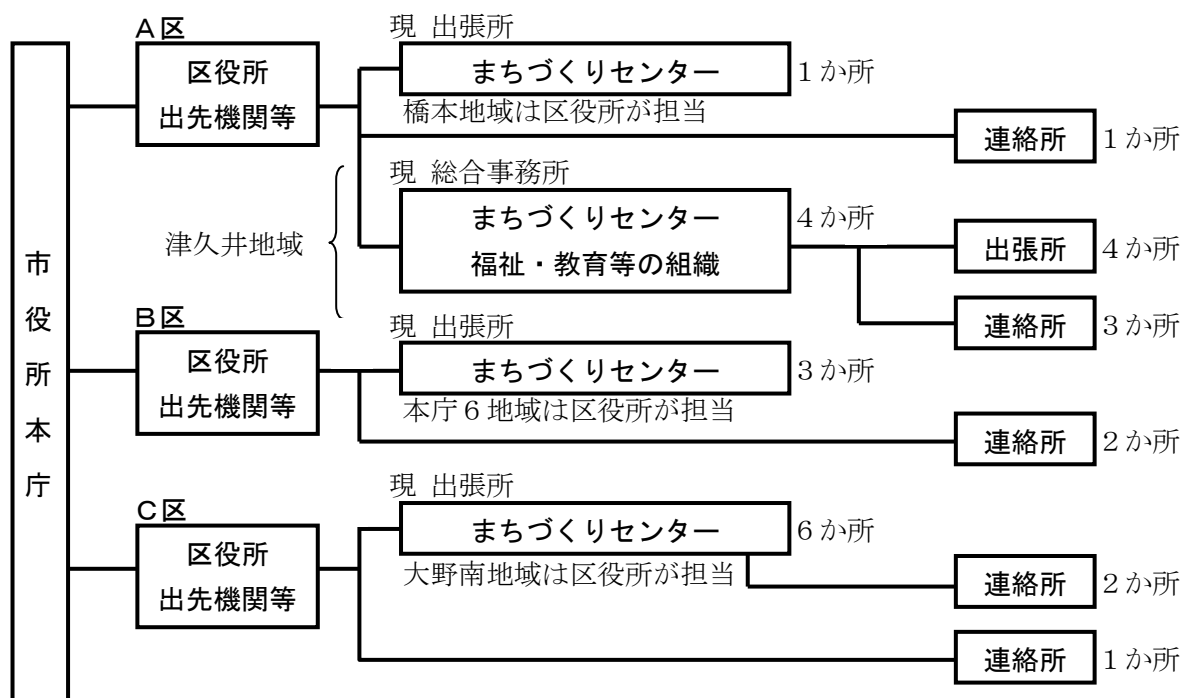
複数の区に事務所等をお持ちの法人については、法人市民税の均等割が、資本金の額、区ごとの従業者数に応じて課税されます。

※ 実際に影響のある納税者は、少ないものと考えています。

※ 固定資産税及び都市計画税については、原則として、税額には影響ありません。

(3) 区制を活用した行政サービスの提供体制

市民に身近な場所で必要なサービスを提供できるように、各区に「区役所、保健センター、土木事務所等」「まちづくりセンター」を配置し、それぞれの役割を明確にしたうえで、効果的・効率的な行政サービスを提供します。



(4) 区役所設置による利便性の向上

ア 自治会に関する手続き

これまで市役所本庁で行っていた自治会法人化等に関する事務を、各区役所でを行うことにより、利便性の向上と自治会活動の一層の発展を図ります。

イ 窓口サービスの拡充

各区役所では、行政資料コーナーを設置するとともに、国民健康保険に係る高額療養費受領委任払等の申請受付、国民年金の障害基礎年金等の短期給付に係る相談、さらに外国人登録等が行えるようになります。

ウ 地域防災

区内での大規模災害発生時は、地域と直結した防災対応を図るため、区に災害対策区本部の設置を検討します。具体的には、緊急的な対応を行うための体制の整備、防災上緊急を要する避難、災害警戒などを行います。

エ 交通安全

3つの行政区域内には、それぞれ警察署が設置されており、移行後、1区1署体制 (A区は2署) が構築されることにより、区役所と警察署の連携が強化され、地域の安全性の向上が図られます。また、現在、市役所本庁のみで受付・処理している市民からの信号機や横断歩道の設置、交通規制に関する交通要望についても、各区役所を通じて所管する警察署へ要望することとなります。

オ 防犯

現在、市役所本庁のみで受付・処理している防犯に関する要望について、区役所を通じて所管する警察署へ要望することとなります。また、こども110番の家や、防犯灯設置・維持管理補助など、地域防犯活動の支援に関する事業も区役所で実施することで、より地域の実情に合った事業運営が可能になります。

(5) 区ごとの本庁出先機関等による利便性の向上

ア 保健福祉

各区に生活支援課、障害福祉相談課、こども家庭相談課、保健センター等を設置し、身近な場所で保健福祉に関する相談や支援を、総合的に提供できるようになります。

[各区における子育て支援]

各区では、こども家庭相談機能、療育相談機能、母子・女性相談機能などのほか、保育所入所・各種申請受理などを一体的に扱う窓口を設け、より身近な地域で子どもと子育て家庭を総合的に支援する体制を整えます。

イ 市税事務所・土木事務所

各区に設置し、きめ細かく迅速な行政サービスの提供を行います。

※ 「B区」については、市税事務所と土木事務所を設置せずに、市役所にある税や土木を担当する課が直接、サービスを提供します。

(6) 区の自主性を高める行財政システム

区の自主性を高める行財政システムについては、各区の特性を活かすまちづくりを進めることができるよう、区長の責務と権限の明確化を図ります。

区長の責務としては、(仮称)区民会議や(仮称)まちづくり会議などを通じて、区民の要望や意見の積極的な把握に努めることがあります。

区長の権限としては、区の要望を市政に反映させるため、事業を担当する局との間で、区内の事業計画の策定や実施について、総合的な調整を行うことができるようにします。

また、区独自のまちづくりを進めるための(仮称)区政推進予算の仕組みを検討しています。

(7) 市民協働による新たなまちづくりの仕組み

区制を活用した新たなまちづくりの仕組みとして、各区へ(仮称)区民会議を設置するとともに、各地域には、(仮称)まちづくり会議の設置と(仮称)地域政策担当の配置を行います。